



人と自然が織りなす、輝くまち



主な内容

『定住促進』奨励金制度の申請受付…	2
平成30年度上半期財政事情……………	4
飲酒運転根絶のために……………	11
まい・あみ・まつり2018決算報告…	26
年末年始の業務案内……………	31

『いきいき茨城ゆめ国体セーリング競技リハーサル大会』が開催されました

10月26日～28日、町霞ヶ浦セーリング特設会場においてセーリング競技リハーサル大会が開催されました。全国から54チーム・108艇・212人の選手が出場し、霞ヶ浦で熱戦を繰り広げました。大会の様子は「広報あみ1月号通常版(12月21日発行)」でご報告します。

まちの地方創生

『定住促進』奨励金制度の申請受付

申請期間:平成31年 1月4日(金)～31日(木)

政策秘書課 ☎888-1111 (283)

『定住促進』奨励金制度の申請受付を行います。町の『定住促進』奨励金制度には下記の①～③があり、それぞれに支給要件があります。奨励金の対象者であるかをご確認のうえ、期間内に申請をお願いします。必要書類など詳細については、町ホームページおよび担当課にご確認ください。

① 町内事業所等従業者移住促進奨励金

▼対象

平成30年7月1日から12月31日までに町に転入した人で、下記の町認定事業所※にお勤めの人のうち、下記の支給要件をすべて満たしている人
※町認定事業所は以下のとおりです

▼キャノン▼キャノンモールド▼キャノンセミコンダクターエクイップメント▼ツムラ▼SBSフレックネット▼丸尾カルシウム▼河村電器産業▼小川香料▼雪印メグミルク▼東洋科学▼日本サポートシステム(事業所の認定は商工観光課で随時受け付けています。事業所の認定要件等の詳細はお問い合わせください)

▼支給要件

- ▼町に定住(3年以上)する意思がある
- ▼過去に町の住民基本台帳に記録されたことがない者、または町からの転出後、23か月以上を経て町に転入した者
- ▼申請日において町の住民基本台帳に記録されている者
- ▼支給を受けようとする者およびその者が属する世帯の者に町税等の滞納がないこと
- ▼生活保護を受けている世帯に属していないこと

▼支給額

- ▼持家の場合:50万円を上限として、住宅の取得に要した額の8分の1以内、住宅の工事等に要した額の2分の1以内
- ▼賃貸の場合:2人以上の世帯で30万円、単身世帯で20万円、その他の場合で20万円
※ただし、住宅の耐震性が書面等で確認できることが必要です

▼問い合わせ

商工観光課 ☎888-1111 (172)

② 3世代同居・近居促進奨励金

▼対象

平成30年7月1日から12月31日までに町に転入した人のうち、3年を超えて町に定住する親がいて、申請者が町内に転入することにより、親・子・孫の3世代が町内に居住する場合で、下記の支給要件をすべて満たしている人

▼支給要件

①の町内事業所等従業者移住促進奨励金と同様です

▼支給額

①の町内事業所等従業者移住促進奨励金と同様です

▼問い合わせ

政策秘書課 ☎888-1111 (283)

③ 第3子以降出産奨励金

▼対象

平成30年7月1日から12月31日までに第3子以降の子が生まれた人で、第3子以降の子が生まれた時点で町の住民基本台帳に登録されている保護者等、第3子以降の子が生まれたときは他の市町村に住んでいたが12月31日までに町に転入した保護者等で、下記の支給要件をすべて満たしている人

▼支給要件

- ▼町に定住(3年以上)する意思がある
- ▼第3子以降の子と同一の世帯に属し、かつ現在も同居している
- ▼支給を受けようとする者およびその者が属する世帯の者に町税等の滞納がないこと
- ▼町政モニターとなることを希望する者
- ▼生活保護を受けている世帯に属していないこと

▼支給額

第3子以降の子1人につき10万円

▼問い合わせ

子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

■申請書

申請書は、提出先各課の窓口で配布または町ホームページ(<http://www.town.ami.lg.jp>)内からダウンロードすることができます。

■申請方法

申請書の提出は、上記①～③の各奨励金ごとの担当課に直接持参してください。

※ただし①は、町認定事業所等が従業員の申請書を取りまとめて申請してください

※奨励金は予算の範囲内で交付するため、希望された額を交付できない場合がありますので、ご了承ください

町第6次総合計画後期基本計画の策定状況について

まちづくり町民討議会を実施しました



▲討議の様子

政策秘書課 ☎888-1111 (283)



▲発表の様子

まちづくり町民討議会は、第6次総合計画後期基本計画の策定にあたり、町民の皆さまの声を計画に反映するとともに多くの人に町政に参加していただくことを目的とし、無作為に抽出した町民の皆さまの中から参加者を募集し、33人の皆さまにご参加いただき、『現在の阿見町を紹介する』、『阿見町のまちづくりの取組みを考える』をテーマに、4つのまちづくりの分野ごとのグループでワークショップを実施し、活発にご討議いただきました。

現在、町では平成31年から平成35年を計画期間とする第6次総合計画後期基本計画の策定に取り組んでいます。今回は、9月8日(土)に開催した「まちづくり町民討議会」の様子とパブリックコメントの募集についてお知らせします。

■まちづくり町民討議会でいただいた主なご意見

分野	ご意見
人がつながるまちづくり	多くの人が活躍できる機会づくり、NPOの活用、子どもと高齢者の交流の場づくり
人を育むまちづくり	健康寿命を延ばすためのスポーツ施設整備、高齢者が自由に行き来できるまち、若者の定住促進、少子化対策、育児環境の充実、地域住民との交流・教育の「場」づくり
暮らしを支えるまちづくり	コンパクトシティ、中心となる場所を作る、公共交通・デマンドタクシーの利便性向上、霞ヶ浦の水辺をいかした施設整備、耕作放棄地の活用、既存施設を活用した観光PR
安全・安心のまちづくり	井戸マップの作成、防災ラジオの配布

『町第6次総合計画後期基本計画(案)』へのパブリックコメントを募集します

11月19日(月)に開催された第3回町総合計画審議会において取りまとめられた「町第6次総合計画後期基本計画(案)」について、広く町民等の皆さまのご意見をお聞きするため、パブリックコメントを募集します。

▼対象 町内在住・在勤・在学の人、またはこの案件の内容に利害関係のある人(個人・団体は不問)

▼素案の閲覧 11月30日(金)から、役場2階情報公開コーナー：うずら出張所・総合保健福祉会館『さわやかセンター』、各公民館各ふれあいセンター、図書館福祉センターまほろば、町民活動センターにおいて公表します ※政策秘書課ホームページにも掲載

▼募集期間 11月30日(金)～12月28日(金) ※土・日・祝日を除く。郵送の場合は必ず提出方法 各閲覧場所に備え付けの『意見カード』に必要事項を記入し、郵送・ファクシミリ・メールまたは直接持参のいずれかで下記に提出する ※意見書の様式は原則として自由。電話によるご意見は受付不可

▼意見への回答 お寄せいただいたご意見に対する町の考え方は、1月下旬に町ホームページおよび役場2階情報公開コーナーにおいて公表します。ご意見に対する直接の回答はしませんので、ご了承ください

▼問合せ 〒300-0039 2 阿見町中央1-1-1 役場政策秘書課 ☎888-1111 (283) FAX 887-9560

▼メール : seisakuhishoka-ofc@town.ani.lg.jp

「みんなが主役のまちづくり」
人と自然が織りなす、輝くまち
暮らしを支えるまちづくり
安全・安心のまちづくり
人がつながるまちづくり
人を育むまちづくり



町の財政状況を公表します

平成 30 年度上半期

財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 30 年度上半期（平成 30 年 9 月 30 日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

（財政課財政係 ☎888-1111 (221・222)）

■一般会計

（単位：千円・％）

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,511,368	4,541,206	60.5	議会費	150,622	76,426	50.7
地方譲与税	188,000	49,625	26.4	総務費	1,713,916	790,130	46.1
地方消費税交付金	825,586	479,159	58.0	民生費	5,725,452	1,628,100	28.4
地方特例交付金	43,130	43,130	100.0	衛生費	1,172,098	359,757	30.7
地方交付税	541,407	365,783	67.6	農林水産業費	296,476	76,134	25.7
分担金及び負担金	264,589	105,614	39.9	商工費	278,431	69,390	24.9
使用料及び手数料	252,149	113,651	45.1	土木費	2,097,036	396,879	18.9
国庫支出金	1,793,612	624,506	34.8	消防費	666,315	395,462	59.4
県支出金	1,379,204	106,095	7.7	教育費	3,098,354	787,379	25.4
繰入金	1,018,744	0	0.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	561,243	949,811	169.2	公債費	1,374,739	582,374	42.4
諸収入	619,279	168,843	27.3	諸支出金	109,128	0	0.0
町債	1,439,400	0	0.0	予備費	19,634	0	0.0
その他	264,491	119,414	45.1				
合計	16,702,202	7,666,837	45.9	合計	16,702,202	5,162,031	30.9

■特別会計

（単位：千円・％）※予算現額（一般会計および特別会計）：当初予算額に4月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額です

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	5,210,905	2,156,654	41.4	1,734,581	33.3
公共下水道事業	1,948,896	299,041	15.3	509,724	26.2
農業集落排水事業	143,146	10,727	7.5	50,625	35.4
介護保険	3,221,160	1,334,703	41.4	1,291,626	40.1
後期高齢者医療	879,093	166,990	19.0	362,014	41.2
合計	11,403,200	3,968,115		3,948,570	

※会計それぞれの性質および事業の内容によりその執行状況が異なります

■公営企業会計（水道事業）

（単位：千円・％）※収益的：事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます

区分	予算現額	執行済額	執行割合
収益的 収入	1,201,809	514,915	42.8
収益的 支出	1,120,316	258,945	23.1
区分	予算現額	執行済額	執行割合
資本的 収入	244,220	18,360	7.5
資本的 支出	853,268	179,533	21.0

※資本的：施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます

※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします

※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

（単位：千円）

区分	現在高
一般会計	14,217,323
特別会計	6,814,447
公共下水道事業	5,806,412
農業集落排水事業	1,008,035
公営企業会計（水道事業）	1,399,687
合計	22,431,457

●一時借入金

なし

■基金の現在高

（単位：千円）

区分	現在高
財政調整基金	2,716,600
減債基金	373,100
その他の基金	1,878,286
国民健康保険支払準備基金	280,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	59,032
介護給付費準備基金	236,368
土地開発基金（現金）	3,600
合計	5,547,086

不動産公売に参加してみませんか？

町で公売を実施します。(※1)

一般の人も参加できる入札ですので、皆さんも参加してみたいですか。(※2)

※1 公売とは、滞納となった租税を徴収するため、差し押さえた納税者の財産を強制的に売却して、金銭にかえる手続きです

※2 原則どなたでも参加できますが、法令の規定により買受人になることや公売への参加が制限されることがあります

収納課 ☎888-1111 (158・159)

公売日時および対象不動産

日 時	平成 31 年 1 月 15 日 (火) 受付時間:午後 0 時 50 分から				
場 所	役場 3 階 305 会議室				
公売対象 不動産	下表のとおり				
	売却区分 番号	公売財産の種別と所在	見積価額	公売保証金	買受適格 証明書
	阿 30-1	(畑) 阿見町大字上長 649 番 3	850,000 円	90,000 円	要
阿 30-2	(土地付建物) 阿見町大字福田 1863 番 1 他	4,480,000 円	490,000 円	不要	
	詳細は収納課に備え付けの『公売参加のご案内』をご覧ください				
当日持参 するもの	<p>▼公売保証金(現金または銀行振出の小切手) ▼身分を証明するもの(入札に参加される人の運転免許証など) ▼印鑑<スタンプタイプの簡易印鑑不可> ▼委任状(代理人や法人の従業員が入札に参加する場合に必要) ▼収入印紙(200 円)(入札者が営利法人の場合または個人の営業者の場合に必要) ▼買受適格証明書(公売財産が農地の場合に必要)</p> <p>※農地の公売に参加するためには、町農業委員会の発行する『買受適格証明書』が必要になります。なお、申請期間は平成 30 年 12 月 21 日(金)～25 日(火)です。詳細は、町農業委員会事務局にお問い合わせください</p>				
注意事項	<p>▼公売は、予告なく中止になる場合があります。事前に公売実施の有無をお問い合わせください</p> <p>▼入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等をご確認ください</p> <p>▼土地の境界については、隣接地所有者と協議してください</p> <p>▼公売執行機関(町)は、公売財産の引渡義務および瑕疵担保責任を負いません。使用者または占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります</p> <p>▼土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません</p>				

問い合わせ

●公売執行機関

▼収納課特別滞納対策係 ☎888-1111 (158・159)

●農業委員会

▼町農業委員会事務局 ☎888-1111 (186)

税の公平性・適正な賦課

『個人住民税の特別徴収(給与天引き)』

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151-152)

個人住民税の特別徴収(給与天引き)

個人住民税の『特別徴収』とは、税の公平性の確保や従業員の人たちの納税の便宜を図る観点から、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を特別徴収(給与天引き)し、従業員(納税義務者)に代わって、市町村に納めていただく制度です。

■特別徴収義務者となるべき事業主(個人事業主も含む)

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)。

■特別徴収の対象となる従業員

前年中(1月1日～12月31日)に給与の支払いを受け、かつ、4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている従業員(パートやアルバイトを含む)は、原則として特別徴収となります。

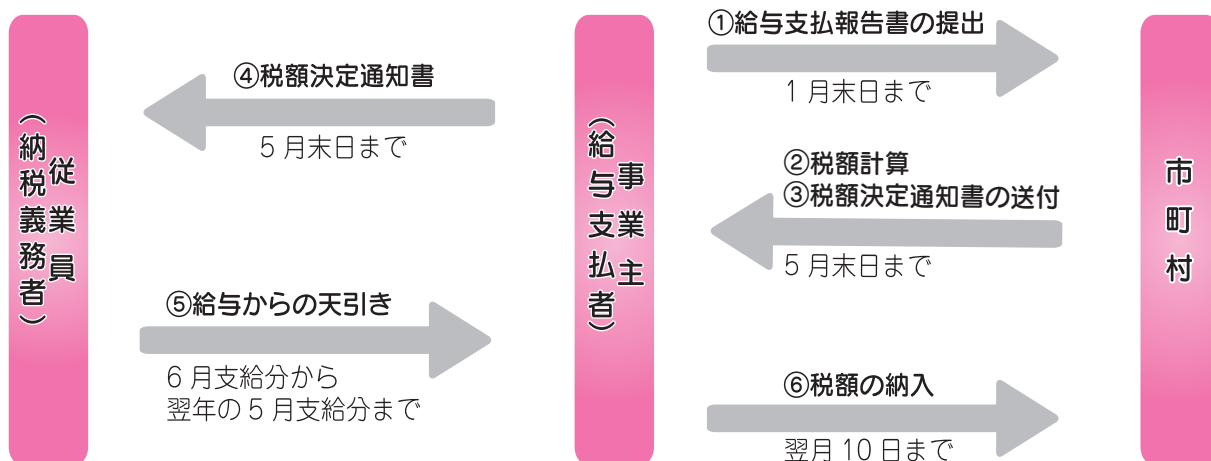
■普通徴収※が認められる従業員

普通徴収とするには下記のいずれか理由が必要です。

- ▼総従業員数が2人以下の事業主から給与を支給されている人
- ▼他の事業主から支給される給与で、すでに特別徴収されている人
- ▼毎月の支給額が少なく特別徴収できない人
- ▼給与の支払期間が不定期である人
- ▼事業専従者(個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6か月以上その事業に従事している人)
- ▼退職している人または給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の人

※普通徴収:特別徴収によらず、従業員自身が市町村から送付される納税通知書によって窓口などで納める方法。納期は原則年4回(6月・8月・10月・翌年1月)

特別徴収事務の概要



申告手続きなどには マイナンバーの記載が必要です

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続きなどにはマイナンバー（※1）の記載と本人確認書類（※2）の提示または写しの添付が必要になります。

マイナンバー（個人番号）について（※1）

- ▼マイナンバーは、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、『通知カード』により、住民票の住所に通知されています。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の人にも同様に指定・通知されています
- ▼番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています

本人確認書類について（※2）

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの人

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

※ e-TAX での申告は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない人

下記①と②の両方の本人確認（番号確認と身元確認）が必要となります。

①番号確認書類【ご本人のマイナンバーを確認できる書類】

▼通知カード ▼マイナンバーの記載がある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書など

②身元確認書類【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類】

▼運転免許証 ▼公的医療保険の被保険者証 ▼パスポート ▼身体障害者手帳 ▼在留カードなど

確定申告に関するマイナンバーの問い合わせ

竜ヶ崎税務署個人課税第一部門（龍ヶ崎市川原代町 1182-5） ☎ 0297-60-2029

年金所得に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得（給与所得・公的年金以外の雑所得・配当所得・一時所得など）の合計が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。ただし、上場株式等に係る譲渡損失繰越控除など、確定申告書の提出が控除要件となっている控除を受ける場合、または、**源泉徴収税額があって、医療費控除や雑損控除などによる所得税の還付を受ける場合には、確定申告書の提出が必要**となります。

上記のように年金所得者に係る確定申告不要制度により、所得税の確定申告書の提出が必要ない場合であっても、**下記の場合には、町・県民税（住民税）の申告書の提出が必要**となります。

- ①所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除（社会保険料・配偶者控除・扶養控除・基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき



阿見町開催競技サーリング

茨城国体開催まであと310日

AMI 国体ニュースでは茨城国体開催に向けて
阿見町に係る国体のさまざまな情報を発信していきます!!

阿見町花いっぱい運動

「花いっぱい運動」とは、国体において全国からの来町者を、町民の皆さんに育てていただいた、たくさんの花でお迎えし、歓迎の気持ちを伝える取組みのことです。町では来年の国体に向けて、平成29年より試験的に取り組みを始めています。今年は約5,000株の花苗を用意し、9月から10月にかけて、町の公共施設をはじめ、公会堂、町内企業や個人宅において色鮮やかに咲いた花々を見ることができました。

今回用意した花の種類はサルビア、マリーゴールド、ニチニチソウの3種類です。国体の開催時期に合わせてきれいに咲くように、通常よりも1か月ほど遅らせて育てた花苗を7月に配付しました。今夏は猛暑や大型台風等の影響で花苗の育成・栽培は大変だったかと思えます。ご参加いただいた皆さん、ありがとうございました。

今回の国体ニュースでは、ご参加いただいた皆さんからの開花状況報告も含め、今年の花いっぱい運動の様子を報告します。



△出荷前の花苗



△植え付け



花苗は茨城大学農学部、県種苗センター、江戸崎総合高校で用意していただきました。

町の施設で育てた花々



霞ヶ浦平和記念公園



役場庁舎



うずら出張所



中央公民館



本郷ふれあいセンター



いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

地区・町内企業・個人宅で育てた花々



来年の茨城国体開催時には、今年よりもさらに配付する花苗を増やして実施したいと考えています。今年は参加できなかったという人も、ぜひご応募ください。

★茨城国体セーリング競技会のボランティアを募集しています

▼セーリング競技を知らなくても大丈夫！ ▼半日程度からの参加でも大丈夫！
まずは気軽に『阿見町国体』で検索！



花ひらくまち 推進事業

町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

国道 125 号バイパス沿道でコスモスの種まき作業を実施しました

花ひらくまち推進委員会では7月14日(土)、町内の企業や施設などにご協力いただき、「花ひらくまち推進事業」の一環であるコスモスの種まき作業を、国道125号バイパス沿道で実施しました。

天候にも恵まれ、当日の参加者は子どもたちを含めて87人にのぼり、皆さんのおかげで無事にコスモスの種まきを終えることができました。今年も9～10月にかけてコスモスが見事に咲き誇り、道行く人の目を楽しませてくれました。



▲種まき作業

環境美化活動のボランティアに参加しませんか？

年1回のコスモス種まき作業(7月ごろ)、年3回の清掃作業(5月・8月・2月ごろ)を行っています。いずれも作業場所は国道125号バイパス沿道(阿見橋から島津交差点まで)、午前8時半から2時間程度の作業となります。

実施当日の飛び入り参加も大歓迎ですので、ご家族やご友人をお誘い合わせのうえ、ご参加ください。ご興味のある人は、以下までご連絡お待ちしております！



▲5月の清掃作業



▲きれいに咲きました！
(10月10日現在)

●「花ひらくまち推進事業」とは？

花づくりを通して「こころのふれあうふるさとづくり」を推進するため、ボランティアの皆さんが「花ひらくまち推進委員会」をつくり、「茨城県道路里親制度」の助成や協力団体の支援を受けながら活動を続けています。

この「花ひらくまち推進事業」は、活動の趣旨に賛同してくださる人であれば、組織・個人を問わずどなたでもご参加いただけます。詳細は、下記事務局までお気軽にお問い合わせください。

●趣旨にご賛同いただいで一緒に活動している皆さん

- ▼(公社)阿見町シルバー人材センター ▼キャノン(株)阿見事業所 ▼ツムラ労働組合茨城支部
- ▼Gap Outlet あみプレミアム・アウトレット店 ▼グループホームつくし

●問い合わせ

- ▼花ひらくまち推進委員会事務局(町民活動推進課内) ☎888-1111 (272)

飲酒運転根絶のために

生活環境課交通防犯係 ☎888-1111 (253)

県内・町内での飲酒運転事故

茨城県では、平成28年・平成29年と、2年連続で飲酒運転による死亡事故の発生件数・死者数が全国最多を記録しています。

町内においても、死亡事故ではありませんが、平成29年は2件、平成30年は9月末時点で既に3件の飲酒運転事故が発生しています。

飲酒運転は重大な犯罪です

飲酒運転は、何の落ち度もない他人の命を脅かす、極めて危険かつ悪質な犯罪です。

「少量ならば」「近くまでだから」「もうさめたので」という安易な気持ちで車を運転することが、重大な事故に結びつき、取り返しのつかないことになってしまいます。

▼運転者への処罰（車両提供者も運転者と同じ処罰）

- ・酒酔い運転…5年以下の懲役または100万円以下の罰金 免許取消し
- ・酒気帯び運転…3年以下の懲役または50万円以下の罰金 免許停止または取消し

▼酒類の提供・車両の同乗者への処罰

- ・運転者が酒酔い運転…3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・運転者が酒気帯び運転…2年以下の懲役または30万円以下の罰金

▼危険運転致死傷害

アルコールの影響により、正常な運転が困難な状態で運転して、人を死傷させた者は、危険運転致死傷罪の適用を受け、最長30年の懲役を科せられます。



飲酒運転三ない運動

阿見町は、住民のために働く行政組織として、飲酒運転を根絶するため「**飲酒運転三ない運動**」を推進します。

**飲んだら
運転しない！**

**運転するなら
飲まない！**

**運転する人には
飲ませない！**

阿見町職員の間取り

阿見町は、職員に対して次の取組みを行います。

- ①「飲酒運転根絶に関する宣言書」により、飲酒運転根絶への意識向上を図ります
- ②飲酒に関する研修や、電子掲示板での注意喚起などを行います
- ③職場の忘年会などでは、あらかじめ終了時刻を決めて、節度ある飲酒の意識付けと健康管理を図ります
- ④家族による送り迎えや運転代行サービスの予約など、あらかじめ飲酒場所から自宅までの帰宅手段の確保を図ります
- ⑤飲酒した日の翌朝の飲酒運転を防ぐため、飲酒後は原則として車中泊などをさせないようにします
- ⑥公用車を運転するときは、運転前にアルコール検知器でアルコールチェックをすることを義務付けます

年末の交通事故防止

12月1日～15日 年末の交通事故防止県民運動実施期間

生活環境課交通防犯係 ☎888-1111 (253)

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の多発が懸念されるほか、忘年会など飲酒する機会が増え、飲酒運転による事故の発生も危惧されます。

皆さん一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上、交通事故防止の徹底を図り、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

子供と高齢者の交通事故防止 ※横断歩道横断中の歩行者保護に努めよう！

- 横断歩道は歩行者優先、歩行者等がいる場合は必ず停止しましょう
- 交差点右折時は道路中央に寄り、交差点中心の内側を徐行する正しい右折で死角を減らしましょう

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 運転者は、日没30分前の早めのライト点灯や、こまめな上下切り替えなどを徹底し、交通事故防止に努めましょう
- 歩行者は、外出する時には反射材を着用するようにし、周囲に自分の存在を知らせて交通事故を未然に防ぎましょう

飲酒運転の根絶

平成29年中県内での飲酒運転による交通死亡事故は、16件で、16人が亡くなっており、**平成28年に引き続き全国ワースト1位**という非常に深刻な状況です。

飲酒運転は、悪質な犯罪です。一人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意思を持ち、飲酒運転を根絶させましょう。



幼児2人同乗用自転車の購入費用を助成します

町では子育て支援の一環として(一社)自転車安全協会の安全基準を満たすか、または(一財)製品安全協会の定める規定に適合している幼児2人同乗用自転車で、防犯登録を受けている新品の自転車について、購入費の一部を助成しています。

※申請される前に生活環境課交通防犯係までお問い合わせください

▼助成対象

- 1 2人以上の幼児の親権者である(1世帯につき1台)
- 2 幼児2人同乗用自転車の購入日において、親権者が町内に1年以上住所を有している
- 3 申請日において、幼児および当該幼児の親権を有する者が町内に住所を有している
- 4 町税条例に規定する町税を滞納していない

▼助成額:購入費の2分の1(上限4万円)

▼申込方法:▽領収書の原本▽品質保証書のコピー▽自転車防犯登録票のコピー▽印鑑を持参し下記へ申し込む

▼申込先:生活環境課交通防犯係 ☎888-1111 (253)



震災時に自宅でけがをしないために 備えよう！ 家の中の安全対策！！

震災時に被害を最小限にとどめるには、自分のことは自分で守る『自助』が大切です。

いつ起きてもおかしくない大地震に備え、自身や家族の身を守るために、家具の転倒防止など家の中の安全対策に取り組みましょう。

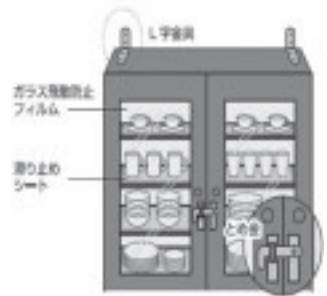
防災危機管理課 ☎888-1111(277)

家の中の安全対策のポイント

食器棚 飛び出し防止をしよう



- ▼ L字金具などで固定し、棚板にはすべりにくい材質のシートを敷きましょう
- ▼ 観音開きの扉の食器棚には開放防止金具を取り付けましょう
- ▼ 戸棚のガラスには飛散防止フィルムを張りましょう



家具 金具などで家具を固定しよう



- ▼ 家具と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすく危険です
- ▼ L字金具で壁に固定したり天井との間に突っ張り棒を入れるか、家具の下に板などをはさみ壁面に寄りかかるように固定しましょう
- ▼ 物の収納は重いものを下にし、家具の重心を低くしましょう
- ▼ 二段重ねの場合は、つなぎ目を金具で連結しましょう
- ▼ 家具の上に落ちやすいものは置かないようにしましょう



寝室 倒れそうな家具をおかない

- ▼ 就寝中、地震に襲われると危険です。寝室にはなるべく家具を置かないようにしましょう
- ▼ 子ども・高齢者・障害者等は倒れた家具が妨げとなり逃げ遅れる恐れが高いので注意しましょう

廊下・玄関 避難経路を確保しよう

- ▼ いざというときに安全に避難できるように、玄関などの出入口やそこに至る通路には倒れやすい物を置かないようにしましょう

照明器具 鎖と金具で固定しよう

- ▼ 1本のコードでつるすタイプのものは、鎖と金具で数箇所とめましょう
- ▼ 蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープでとめ、落下を防止しましょう

窓ガラス 飛散防止をしよう

- ▼ 飛散防止フィルムを室内側にはりましょう

● 町メール配信サービス「あみメール」を登録しましょう！

災害情報（気象情報や災害時の避難情報等）や防犯情報のほか、町のイベント情報などが配信されます。t-ami@sg-m.jp あてに空メールを送信、もしくは右記二次元コードを読み取り登録してください。



● 防災行政無線情報専用フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容を下記のフリーダイヤルでも電話で確認することができます。

☎ 0120-131-813 (通話料無料)

● 「防災ハンドブック」をご活用ください！

万が一の災害への備えとして、日ごろからの準備と災害時の対処方法を掲載しています。

全世帯への配布（平成27年10月に配布しています）、役場や公民館窓口での配布のほか、町ホームページへも掲載しています。



第5回 緑のカーテンコンテスト

生活環境課 ☎888-1111 (252)

「緑のカーテンコンテスト」受賞者が決定

「第5回緑のカーテンコンテスト表彰式」が、10月21日(日)に開催された「さわやかフェア2018」内で行われました。

町とアミエコクラブが共催し、平成26年度から地球温暖化防止に効果のある「緑のカーテン」への取組の推進としてコンテストを実施しており、第5回目となる今年度は、応募がありました23点の写真を公民館等に展示し、ご覧いただいた皆さまの投票により、受賞者を決定しました。



■受賞者の皆さん

- ▼ベストグリーン賞 小川明徳さん(写真前列左から2人目)
- ▼涼しかったで賞 豊國工業株式会社土浦支社
(前列左から3人目)
- ▼きれいで賞 MCフードスペシャリティーズ
(前列右から3人目)
- ▼さわやかで賞 清水督三さん(前列右から2人目)
- ▼がんばったで賞 佐野茂さん(前列右から1人目)

受賞者の皆さまは、千葉町長からの表彰後、協賛の▼町商工会▼(株) 中セキ関東▼豊國工業(株) 土浦支社事業所▼MCフードスペシャリティーズ(株) 阿見工場から副賞が贈られました。

また来年も、町内の皆さまからの「緑のカーテンコンテスト」へのご応募をお待ちしています。

成田空港パスポート(N. PASS)で成田空港を楽しもう!!

成田国際空港株式会社が発行する成田空港をお得に利用できる成田空港パスポート(N.PASS)が町民の皆さんにも発行されることになりました。この機会にぜひN.PASSをご利用ください!!

▼**どうしてお得なの?** N.PASSを成田空港内や関連施設で提示すると以下のサービスを受けられます

- ① 空港内店舗での商品割引や記念品サービス(N.PASS取扱店のみ)
- ② 日帰りの利用に限り、空港内店舗で1,000円以上買い物をした場合、レシート(当日分に限り)を提示すれば自動車1台につき駐車場3時間無料(P1・P2駐車場のみ)
- ③ 航空科学博物館(芝山町岩山)入場料2割引

▼**対象** 町内在住の15歳以上の人(中学生を除く)

▼**申込方法** 申込書(生活環境課・町ホームページで入手可)に必要事項を記載し、証明写真(縦45ミリメートル×横35ミリメートル)1枚と、運転免許証

などの住所・氏名が確認できるものを持参し、生活環境課に直接申し込む

▼**交付方法** 町で申請書類を受付後、成田国際空港株式会社から直接申込者の自宅へ郵送 ※河内町役場内の成田国際空港株式会社茨城地域相談センターなどで即日交付もできます。詳細は、成田国際空港(株)地域共生部共生業務グループ

(☎0476-34-5858)にお問い合わせください(平日午前9時~午後5時まで)

▼**問合せ** 生活環境課
☎888-1111(252)

■ <http://www.ami.lg.jp/0000003498.html>



▲ N.PASS

高 福 齢 社

寝たきり・認知症などの高齢者 および介護をされている人へ

高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (142)

『在宅寝たきり高齢者 等介護慰労金』の支給

在宅の寝たきりまたは認知症の高齢者を介護している人を対象に、介護者の労苦に報いることを目的とした慰労金が支給されます。

■対象

平成30年1月1日～12月31日に町に住所を有し、かつ平成30年12月31日現在65歳以上の高齢者を在宅で介護している人で、①または②に該当する人。

- ① 平成30年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護4以上と認定されている高齢者を常時在宅で介護している（3か月以内の入院は在宅とみなす）
- ② 右記期間に継続して介護保険サービスを利用せずに介護している
- ▼住民税非課税世帯に属している

② 平成30年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護3以上と認定されている高齢者を3か月以上継続して在宅で介護（1か月以内の入院は在宅とみなす）し、在宅期間を含む4か月

間継続して介護保険サービスを利用せずに介護している

▼①に該当する介護慰労金を受給していない

■手続き

対象となる可能性のある人には12月末に案内文を送りますので、対象となることを確認のうえ、高齢福祉課までお申し込みください。

- ▼申込期間：平成31年1月4日～31日 ※土日・祝日を除く
- ▼支給月：平成31年3月

■支給額

- ① 10万円
- ② 3万円

『障害者控除対象者認定書』による所得控除

寝たきり・認知症等の65歳以上の人で、町から障害者に準ずるとして『障害者控除対象者認定書』（以下、認定書）の交付を受けた人は、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、所得税・個人住民税の所得控除を受けられます。

この認定書の交付を受けると、高齢福祉課窓口にて申請が必要（後日、郵送にて交付します）。

■対象

平成30年12月31日現在で、精神・身体に障害があり、次のいずれかに該当する人。

- ▼特別障害者：▼身体障害者手帳1・2級に準じる人
- ▼重度の知的障害に準じる人
- ▼6か月以上寝たきりの状態にある人
- ▼障害者：▼身体障害者手帳3～6級に準じる人
- ▼軽・中度の知的障害に準じる人
- ▼身体障害者手帳などの交付を受けている人は、その手帳によって障害者控除の対象になりますので、申請の必要はありません

おむつ代の医療費控除

傷病によりおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている人のおむつ代は、医療費控除の対象となります。確定申告には、医療費控除の明細書と医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降の人については、医師

が発行するおむつ使用証明書が町が発行する主治医意見書の内容を確認した書類に代えることができますので、高齢福祉課窓口にて申請してください。

高齢福祉課にて証明を受けられる人

平成30年12月31日現在で、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人で、おむつを使用している人。その他に条件がありますので、申請前に高齢福祉課にご相談ください。

■申請方法

介護保険証・認印・窓口に来られる人の本人確認書類を持参し、高齢福祉課窓口にて申請してください。後日書類を郵送にて交付します。

問合せ

▼『介護慰労金』の支給：高齢福祉課 高齢福祉係 ☎888-1111 (142)

▼『障害者控除対象者認定書』『主治医意見書』の内容を確認した書類の交付：高齢福祉課 介護保険・支援係 ☎888-1111 (143・144)

▼確定申告：税務課 町民税係 ☎888-1111 (151)

民生委員児童委員 協議会だより



民生委員の
マーク

民生委員児童委員協議会
生活福祉部会 西 征夫



生活福祉部会は、支援を必要とする人々に対し、適切な指導を行うことを目標としています。その内容は、「生活保護家庭の自立と生活指導」「低所得家庭の発見と援護指導」「生活福祉資金の利用による自立援護」等で、その実施に向けて次のような研修を実施しています。

昨年度は、6月に町役場から実務担当者を招き、生活保護の基本的な考え方や生活保護を受ける条件、申請から決定、保護費の支給まで30日程度必要なことなどの講義を受けました。また10月には、社会福祉協議会の小口貸付資金について、年間20件以上の相談を受け、逼迫した生活状況の人に対する支援の状況、特に申請から貸付まで数日で対応されていること、償還指導などについて、同協議会の担当者を講師として招き、研修をしました。

今年度は、県南県民センター



生活福祉部会視察研修会の様子

の支援員を講師とし、民生委員による生活困窮者に対する生活援助活動の具体的事例による質疑応答を主体とする研修会を行い、10月には介護施設の見学をするなど、福祉支援の対応力向上に努めています。町の生活保護者は年々増加しています。平成29年度末には409世帯511人が受給し、保護率は1.08%に達し、その半数以上が高齢者世帯です。高齢化が進むなか、民生委員として生活福祉の重要性に 대응することができるよう日々の活動に邁進したいと思っています。

障害者福祉部会 村木 登志子



民生委員として、高齢者の集まりに顔を出させていただけでなくようになってから11年経ちました。今では私も高齢者の仲間入りです。

障害者福祉部会は16人の仲間がいて、年2回の研修会があります。6月の研修会は、町社会福祉課から講師を招き、障害者福祉サービス（日常生活用具給付・自立支援医療・シンボルマーク・日常生活の支援制度）を学びました。10月には土浦市にある障害者支援施設「さくら苑」を訪問し、勉強する予定です。入所者の迷惑にならないよう配慮し、研修



障害者福祉部会研修会の様子

したいと考えております。

また、10月末には、茨城県障害者福祉の集いに参加します。この集いでは、障害者と障害福祉の活動に関わる人々が、障害者の自立・社会参加を促進するため一堂に会し、研鑽を深めています。

未熟な私ですが、障害者福祉に関わる知識を深め、一歩一歩前進したいと思っております。皆さまのご協力よろしくお祈り致します。

高齢者福祉部会 北澤 唯一



高齢者福祉部会は16人で構成され、今年度の事業は、研修会・事例発表・施設訪問の3項目を計画しました。

研修会は6月4日に行い、平成29年の介護保険法改正について、町高齢福祉課長を招き研修しました。

近年、少子化・超高齢化社会に伴う地域とのつながりの希薄化や、家庭の孤立化、価値観の多様化により社会環境が



高齢者福祉部会研修会の様子

大きく変化しております。こうした社会環境の変化や介護疲れが介護者のストレスを増大させ、高齢者虐待を招く要因になっていくこともあります。また、認知症も誰にも起こりうる脳の病気によるもので、85歳以上では4人に1人にその症状があるといわれています。平均寿命が延びたことで増加しており、現在は210万人ですが、将来は400万人になると予想されるそうです。

事例発表は8月27日に行いました。ひとり暮らし高齢者福祉に関する体験談や苦労話など、1人5分程度で6人の人から発表していただきました。実際に経験しないと分からないことが多く、とても参考になり、高齢者福祉へなお

一層理解を深め、より良い相談と援助が出来るよう研鑽していきます。

施設訪問は、特別養護老人ホーム「コミュニティガーデンつくば」へ視察研修を予定しております。

家庭福祉部会 潮田 恵美子
(視察研修に参加して)

家庭福祉部会は、16人で構成され、年2回の研修が行われています。講師を招いての福祉制度の学習や、現場を知るための視察研修です。

平成30年度は、町内にある就労継続支援施設「若草園」への視察研修です。若草園には現在20人程が通所し、活動しています。ここでは、就労機会や生産活動の機会を提供し、就労移行に向けた訓練および生活支援が行われています。私たちが訪問した日は、チラシを三ツ折にして封筒へ入れる作業や、車・家電部品の軽作業、クリーニング作業、



家庭福祉部会視察研修会の様子

パソコンを使用していた納品事務などが行われていました。その他、公民館内の清掃、公共施設まわりのプラントの手入れなど、作業で得た収益は、原材料費を差し引いて、工賃として利用者に支払われています。障害を持ちながらも、目の前の仕事に懸命に取り組んでおり、彼らを支えている職員も真剣そのものでした。施設長との懇談の折、「トイレや室内も清掃がキチンとできているでしょう。全部この子たちがやっているんです。収入を得ることができると身のまわりがしっかりできる。一人でも生きていけるということが自立なんです。そのため指導しています。行政の人たちにも実情を知ってもらいたい」との話があり、

参加者ひとりひとりの心の中にも熱い思いが伝わりました。今後、ますます高齢化が進む中、地域の良き相談相手となり、民生委員として何ができるのか。地道な活動を進めていきたいと思えます。

児童福祉部会 伊藤 紀美子



近年少子高齢化、核家族社会になり、子育て世代の生活環境は変化し多様化しています。最近では児童虐待や登下校時の誘拐等、子どもを巻き込む事件も多く聞かれるようになりました。

民生委員は児童委員を兼ねており、地域から子育て家庭や子どもたちを支援しています。登下校時の見守りやパトロールを行い、子どもの事件事故防止や地域の安全に努めています。また、学校行事への参加や中学校との交流会、主任児童委員と共に行う学校訪問では、子どもたちの学校生活を知る機会になり、学校と情報を共有



児童福祉部会研修会の様子

し、地域での活動支援に活かしています。地域での支援が円滑にできるように、定期的にも関わらず専門機関から講師を招いた研修や、関連施設へ視察に行く等、見識を深めています。8月には町教育相談センターから講師を招き、町の不登校児の状況や対応支援について研修しました。11月には水戸少年鑑別所へ視察研修に行きます。

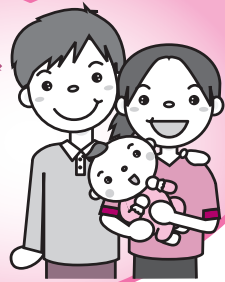
民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手です。子どもたちの健やかな成長を願っています。子育ての不安、心配事、子ども自身の悩みなど、ひとりで悩まず、民生委員・児童委員に声をかけてみませんか。話すだけでも楽になりますし、解決の道が見つかるかも知れません。

子育てを応援します

朝夕と肌寒くなり、少しずつ冬の訪れを感じる季節となりました。

今月は『児童館』の紹介をします。児童館は、乳幼児とその保護者、そして18歳未満の児童が自由に利用できる施設ですので、ぜひ遊びに来てください。

2018
子育て



乳幼児対象の活動

乳幼児とその保護者を対象に『育児サークル』を行っています。児童厚生員が、手遊びや絵本の読み聞かせリトミックや体操など、子どもの年齢や成長に合わせた遊びを取り入れています。また、子どもや保護者同士の交流の場にもなっています。多くの皆さまに児童館を知っていただけるように年数回、町内の施設や公園に出向き『うごく児童館』を開催しています。今年度は、親子あそびや音楽会そして、観劇会を行いました。子どもだけでなく、大人も楽しんでいただけるよう、毎年いろいろな企画をしています。

また、この活動は『更生保護女性の会』や『母親クラブ』の皆さまにもご協力いただいております。詳細は、「じどうかんしんぶん」や「町ホームページ」をご覧ください。



小中高生の活動

町内の小学生対象に、クラブや体験教室そして、クッキング教室などのイベントを開催しています。クラブは一輪車とダンスがあり、講師を招いての活動で初心者でも楽しく参加しています。夏休みに行っている体験教室は、「木材」「タイル」「粘土」「クラフト」を使っての製作で、今年も好評でした。また、シルバークラブの皆さんと交流を楽しむ地域交流会やお楽しみ会などさまざまなイベントを行っています。小中高生も楽しめる活動として、学校区児童館では卓球、二区児童館ではバドミントンを毎週木曜日の午後に行っています。どちらも直接児童館に来ていただければ誰でも参加できます。



母親クラブ ※登録制

町内に在住する母親が中心となり、二区児童館を拠点として活動しているグループです。

人形劇や絵本の読み聞かせを行う“ポッキーグループ”と、講師を招いてエアロビクスを楽しむ“チアーズグループ”そして、自分たちで親子あそびを企画し楽しむ“ひよこグループ”の3グループがあります。児童館での活動の他に、バス研修や施設見学など年に数回、館外に出る活動もしています。毎年1月に募集を開始しますので、興味のある人や電話での説明をご希望の方は、二区児童館にお問い合わせください。



問い合わせ ▼学校区児童館 ☎887-4093 ▼二区児童館 ☎843-3282

特定保健指導で あなたの生活習慣改善を 応援します!!

健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）☎888-2940

特定健診はメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診です。健診の結果から、生活習慣改善の必要度に応じて『特定保健指導』を受け、早期に生活習慣病予防に取り組みましょう。

町国民健康保険加入者で今年度人間ドックや集団健診等で特定健診を受け、特定保健指導の対象となった人には、後日ご案内が郵送されます。（集団健診を受けた場合は、健診当日に面談や教室等のご案内をさせていただきます。）いつまでも若々しく健康的な生活を送るために、特定保健指導を受けましょう！

■メタボリックシンドロームとは？

内臓まわりに脂肪が過剰に蓄積されて、からだに対していろいろな悪影響を及ぼし、生活習慣病にかかりやすくなった状態をいいます。そのままにしていると、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳血管疾患などの命にかかわる病気を引き起こす危険を高めます。

■特定保健指導はメタボ解消のチャンスです！

メタボリックシンドロームを解消するには、食事や運動などの生活習慣を改善し、内臓脂肪を減らしていくことが大切です。

特定保健指導では、食事や運動に関して専門スタッフ（保健師や栄養士）が、あなたと一緒に無理なく実践できる方法を考えてサポートします。

■特定保健指導を受けると…

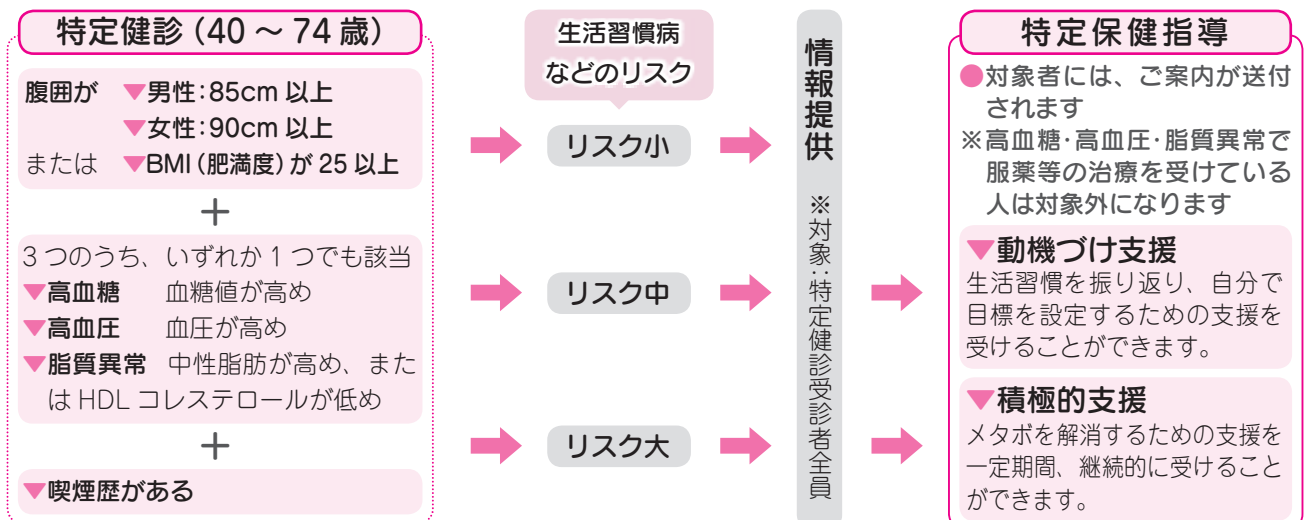
自分にあった
目標が見つかる

生活習慣改善の
コツがつかめる

太りにくい生活習慣を
無理なく続けられる



特定健診・特定保健指導の流れ



※ BMI とは肥満度を判定する指数です。BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) で計算できます

特定健診と特定保健指導は、加入している医療保険者が実施することになっています。町国保以外にご加入の人は、各医療保険者にお問い合わせください。

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ

健診は受けましたか？

ご自身の健康管理のために
健診は毎年受けましょう

町の集団健診日程に予定が合わなかった人は

希望日に受診できる『医療機関健診』をご利用ください

国民健康保険の人

国保年金課国保係 ☎ 888-1111 (131~133)

健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
特定健診	40～74歳 (平成31年3月31日までに40歳に到達する人～75歳の誕生日前までの人)	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査 ▼詳細項目:貧血検査・眼底検査・心電図検査 ※受診する医療機関により検査項目が異なります。詳細については国保年金課へお問い合わせください	1,300円

受診できる医療機関

町内の医療機関のみを抜粋しています。このほか、町外の医療機関もありますので、町ホームページをご覧ください。また、国保年金課までお問い合わせください。

医療機関	住所	電話番号
霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	中央3-20-1	887-4563
あみ小林クリニック	若栗1765-1	888-2200
阿見第一クリニック	中郷2-30-6	887-3511
印南クリニック	荒川本郷1329-1	834-2222
なるしま内科医院	本郷1-22-1	869-4820
南平台メディカルクリニック	南平台1-2213-2	888-0888
脳と心のクリニック	南平台1-32-1	819-4047

受診方法

医療機関に予約のうえ、国保年金課から送付している黄色の受診券を医療機関へ持参してください。受診券をお持ちでない人は再発行いたしますので、国保年金課までご連絡ください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間(脳)ドックを受診した人、あるいは受診予定の人は受診できません。

受診可能な期間 平成31年3月31日まで

後期高齢者医療の人

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (134・135)

健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降の人、65～74歳で後期高齢者医療保険証をお持ちの人	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼追加項目:腎機能検査 ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は、主治医にご相談のうえ受診ください ※詳細項目(貧血検査・眼底検査・心電図検査)は別途料金で受診できます	無料

申込方法

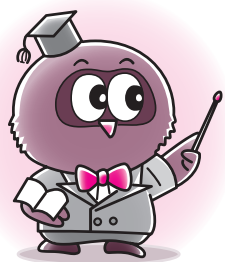
受診券を発行しますので、右記医療機関に予約のうえ、保険証を持参し国保年金課窓口でお申し込みください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間(脳)ドックを受診した人、または受診予定の人はお申し込みできません。

受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター ☎ 887-4563

受診可能な期間

平成31年3月31日まで



申告の際まで大切に保管を…

社会保険料(国民年金 保険料)控除証明書



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136-137)

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯

●**ご家族の保険料も納付している人**

▼年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付した人には、来年2月上旬に同様の証明書が送付されます

▼**注意事項**
納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます

▼**証明内容**
1月1日から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額
▼年内に納付が見込まれる場合の納付見込額

国 国民年金保険料は、その年に納付した金額が所得税・市町村
民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や
確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する
場合は、納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する
書類の添付等が必要です。
このため、日本年金機構から11月上旬に送付された、生命
保険会社等が発行する控除証明書と同様の『社会保険料(国民
年金保険料)控除証明書』(はがき)は、申告の際まで大切に
保管してください。

して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となります。
このような場合には、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付等する必要があります。

控除証明書再発行の電話番号(ねんきん加入者ダイヤル) ☎0570-00031-004
▼期間:11月1日～平成31年3月15日
▼月々金曜日:午前8時30分～午後7時 ※第2土曜日は午前9時～午後5時まで。土・日・祝日、12月29日～1月3日は利用不可

土浦年金事務所から

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアにて納めることができます。またクレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない人に対して、電話・文書・訪問により、早期に納めていただけるよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書(督促状)を送付し、指定された期限までに納付がない場合は延滞金を課すだけでなく、**納付義務のある人***の財産を差し押さえることがありますので、早目の納付をお願いします。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、町役場の国保年金課窓口へご相談されるようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります

問い合わせ

土浦年金事務所 ☎825-1170

12月1日は 『世界エイズデー』です



問い合わせ 健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

世界エイズデーは、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が1988年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

HIV・エイズ (AIDS) とは

- ▼ HIV（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスに感染し、免疫機能が低下することによって引き起こされるさまざまな感染症や悪性腫瘍などの病気を総称してエイズ（後天性免疫不全症候群）といいます。大多数の感染者は、数か月から10年あるいはそれ以上、自覚症状のない無症状期が続いた後、発症します
- ▼ HIVは、エイズを発症する前の段階で早期に治療を始めることにより、発症を遅らせることができ、HIVに感染していない人と同等の生活を送ることが期待できます
 - ※ HIVは、感染力の弱いウイルスです。性行為による感染と血液による感染に注意していれば、普通の日常生活で感染する危険性はありません

HIVの感染経路と予防法

① 性行為感染

日本では最も多い深刻な感染経路です。感染原因の70～80%を占めています。性行為におけるコンドームの正しい使用は、HIV感染症・エイズ予防にとって有効な手段です。

② 血液感染

HIVが存在する血液の輸血や、覚せい剤などの「回しうち」による注射用具の共用などによって感染します。日本では、現在、献血された血液による感染の可能性は極めて低くなっています。

③ 母子感染

HIVに感染しているお母さんから、妊娠中や出産時・授乳中に赤ちゃんに感染することがあります。適切な治療を受けることで赤ちゃんへの感染のリスクを1.0%以下まで低下することができます。

感染が心配なとき

土浦保健所では、エイズに関する検査や相談を匿名で受けることができます（予約制）。エイズに感染しているかどうか心配なときは下記へご連絡ください。

■ 検査

▼実施日時：毎週月曜日、午前9時30分～10時45分（祝日を除く）

■ 相談

▼実施日時：毎週月曜日から金曜日、午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）

■ 予約・問合せ

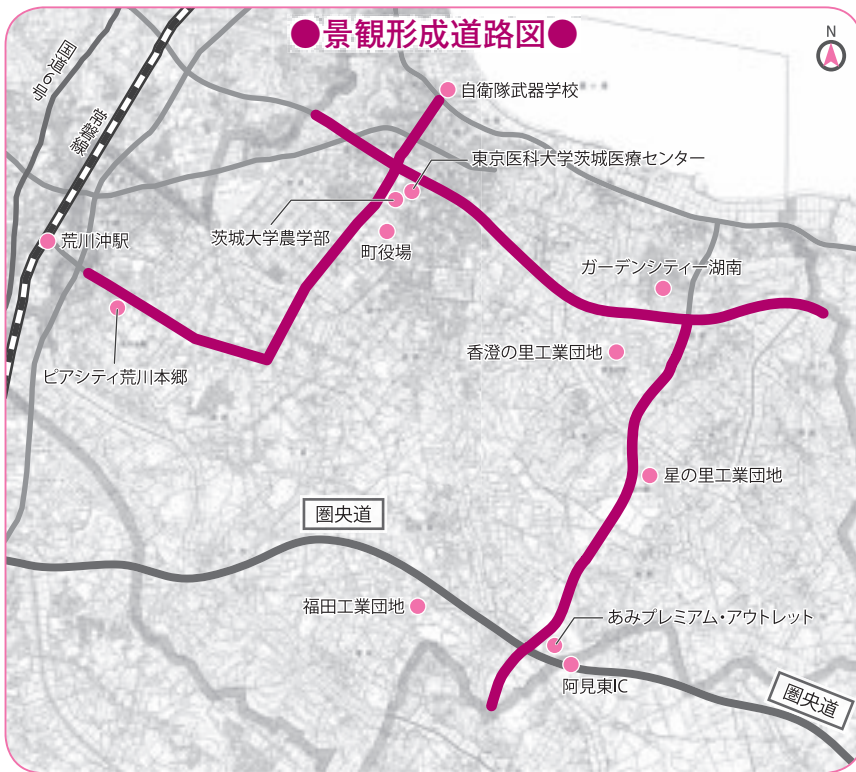
▼土浦保健所エイズ専用電話相談：☎826-0606 ▼土浦保健所保健指導課：☎821-5516

国道125号バイパス・都市軸道路は、

『景観形成道路』に 指定されています



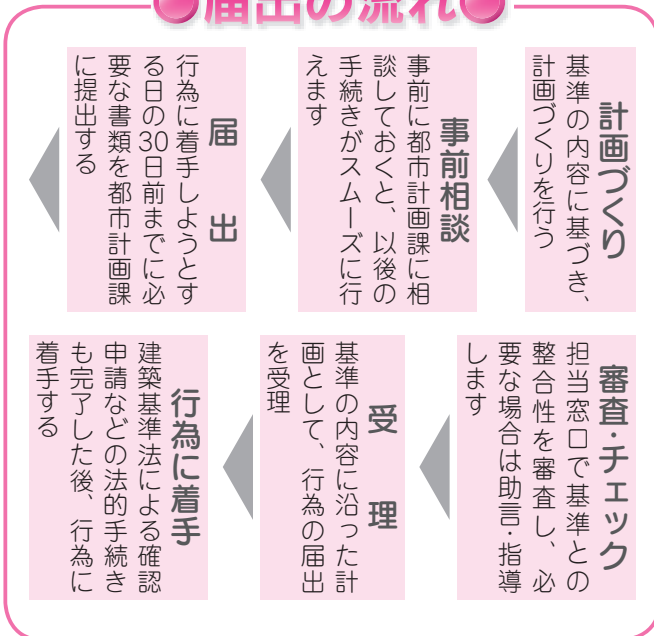
都市計画課 ☎888-1111 (232)



■景観形成道路とは
 良好な景観づくりを目的に、町景観条例に基づいて指定される道路のことです。左図の路線が指定され、計画的な景観誘導を行っています（左記『景観形成道路図』参照）。

■指定を受けると
 景観形成道路は、区間ごとに景観形成に関する方針（以下、基本方針）と、沿道景観形成基準（以下、基準）が定められています。
 景観形成道路に指定された一定の範囲内では、建築物や屋外広告物の新築などの際には、それらの基本方針・基準に沿った計画づくりを行っていただくこととなります。

●届出の流れ●



■主な基準の内容
 基準では、沿道の敷地・建築物・屋外広告物などに対し、▽壁面の位置・高さ・意匠▽敷地の緑化▽囲障（垣根・さく等）—などに関するルールを定めています。

■助成制度
 良好な沿道の景観づくりに協力していただいた人に対し、『沿道景観整備補助金』および『沿道緑化補助金』を設けています。詳細はガイドラインをご参照ください。

■届出制度
 景観形成道路の指定範囲内で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転—などの行為は、事前にその内容を町に届けていただく必要があります。景観形成道路にかかる行

為の届出は、左図のように行います（左記『届出の流れ』参照）。

※道路未整備の区間については、道路供用開始時期にあわせて本基準が適用されます
 ※運用開始に関しては、あらためて周知します

▼景観形成ガイドライン（町ホームページに掲載）

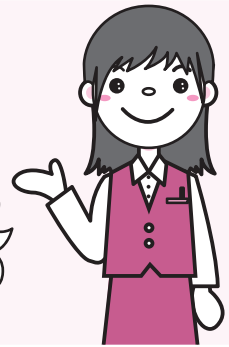
<http://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>

消費者コーナー

『くらしの注意報！ ～安全で快適なくらしのために～』

30年度・第3回

消費者問題のご相談は、お気軽に下記まで！



架空請求に気をつけて！！

新聞やテレビで報道されているように、オレオレ詐欺や架空請求など、二重電話詐欺の被害が後を絶ちません。町消費生活センターにも架空請求の相談が多数寄せられています。1枚のハガキ、1通のメール、1本の電話。詐欺のきっかけは突然、誰にでも届く可能性があります。自分は騙されない、自分だけは大丈夫と思っている人も油断大敵です。詐欺グループはさまざまな手口で狙っています。詐欺の被害にあわないためには、その手口を知ることが大切です。今回は架空請求の代表的な通知文をご紹介します。

ハガキによる架空請求

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

訴訟管理番号(わ)×××

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、**①訴状が提出**されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て**②裁判を開始**させていただきます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産の**③差し押さえを強制的に執行**させていただきます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

④訴訟取り下げ最終期日 平成30年×月×日

取り下げ等の問い合わせ相談窓口 03-●●●●-××××
受付営業時間(日・祝日は除く)

平日 9:00～20:00 / 土曜日 11:00～17:00

⑤法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター
〒100-8977 東京都千代田区霞が関〇〇〇〇

メールによる架空請求

有料動画の**⑥未納料金が発生**しております。**⑦本日中**にご連絡無き場合、**⑧法的手続きに移行**致します。

03-××××-××××

⑨□□□□(事業者名)

架空請求の特徴

特徴	以下の文言に注意！
脅かす	①訴状が提出 ②裁判を開始 ③差し押さえを強制的に執行 ⑥未納料金が発生 ⑧法的手続きに移行
急がせる	④訴訟取り下げ最終期日 ⑦本日中に
かたる	⑤公的機関に類似した名称 ⑨実在の事業者名をかたる (アマゾンジャパン・DMM・ヤフーサポートセンター等)

電話をかけると

- ▼ハガキ: 弁護士を紹介する・裁判取り下げ費用が必要
 - ▼メール: 料金を支払わないと裁判になる・いったん支払えば後から返金される・コンビニでプリペイドカードを買って払え
- などと言われ、支払いを求められます

(アドバイス)

ハガキやメールに記載されている電話番号には**絶対に連絡をしてはいけません!!**
電話をしてしまったら、**支払う前に警察・町消費生活センター等にすぐに相談しましょう!!**

問い合わせ: ▼町消費生活センター ☎888-1871(ファクシミリ兼用/月～金曜日の午前9時～午後4時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎188へ)
▼商工観光課 ☎888-1111(171)





町体育協会ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/14-4-0-0-0_1.html



町体育協会シンボルマーク

町体育協会事務局（中央公民館内） ☎888-2526

各種大会の結果（敬称略）

●夏季ソフトバレーボール大会

期 日	7月8日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▽優勝:レタスA ▽準優勝: レタスB ▽3位:ココロ ボンバース

●前期混合ソフトボール大会

期 日	7月8日(日)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽優勝:ファーストエリア ▽準優勝:のんきーず ▽3位: ツムラSC、南平台SC

●阿見グラウンドゴルフクラブ月例大会（7月期）

期 日	7月19日(木)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▼男子の部 ▽優勝:藤原茂 ▽準優勝: 仲川三男弥 ▽3位:小川尚
	▼女子の部 ▽優勝:松浦都子 ▽準優勝: 菊川道子 ▽3位:上村貞美
	▼ベストスコア賞:井上勲

●秋季ソフトボール大会

期 日	9月2日(日)、9日(日)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽優勝:SSクラブ ▽準優勝: 岡崎SC ▽3位:ゾーマーズ、 筑見SC

●第11回茨城県グラウンド・ゴルフ
レディス交歓会兼全国大会予選会

期 日	8月20日(月)
場 所	那珂市笠松運動公園(那珂市)
成 績	▽優勝:木村照子
	●優勝された木村照子さんは全国大会 (平成31年度開催)に出場されます

●第8回町長杯争奪学童野球大会

期 日	9月16日(日)、24日(月)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽優勝:本郷イーグルス ▽準優勝:阿見 Yankees ▽3位:阿見レンジャーズ
	▽最優秀選手賞:藤元翔平 (本郷イーグルス) ▽優秀 選手賞:篠崎哲太(阿見 Yan kees) ▽敢闘賞:根本涼宇 (阿見レンジャーズ) ▽特別 賞:新井奏(舟島安中野球 スポーツ少年団)、村井海斗 (竹来ジュニアスターズ)

●第18回県南地区高齢者はつつ
百人委員会グラウンドゴルフ大会

期 日	10月2日(火)
場 所	荻崎運動公園(つくば市)
成 績	▼男子の部 ▽優勝:中村富二夫
	▼女子の部 ▽優勝:坂本三重子
	●中村富二夫さんは総合優勝を 達成し県知事賞を受賞されま した

●第41回稲敷地区市町村対抗ゴルフ
大会

期 日	9月21日(金)
場 所	JGMセベバレストロス ゴルフクラブ(稲敷市)
成 績	▼団体の部 ▽優勝:阿見町チーム ※本大会初の6連覇達成
	▼一般の部 ▽準優勝:渡部儀勝
	▼シニアの部 ▽3位:荒木伸一
	▼女子の部 ▽5位:市村紀子

●第26回関東地区グラウンド・
ゴルフ群馬県大会

期 日	9月26日(水)、27日(木)
場 所	太田市運動公園(群馬県太田市)
成 績	▽準優勝:岡島俊一

●秋季町民バレーボール大会

期 日	10月14日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▽優勝:阿見サンクラブ ▽準 優勝:ネイバース&つくみ ▽3位:ミッキー、しらさぎ

●第48回町民野球大会

期 日	10月8日(月)、14日(日)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽優勝:阿見 Yankees ▽準優勝:県立医療大学 パピヨンズ ▽3位:吉野筑波、 武器学校

活動紹介:救急処置法研修会

6月23日(土)、30日(土)に「救急処置法研修会(主催:町体育協会)」が阿見消防署で開催されました。

20代から70代の参加者のみなさんは、講師の先生の講義を聞いた後、4~5人のグループに分かれ、実際に救命処置の流れ(意識の確認→助けを呼ぶ→呼吸の確認→胸骨圧迫→AEDの使用等)に沿った実習を繰り返し行いました。

昨年度より各小中学校の体育館にもAEDが設置され、その場での人命救助が可能となりました。今回の研修は緊急時の動きや心構えについてを参加者の皆さんに伝えることができました。





ご協力ありがとうございました

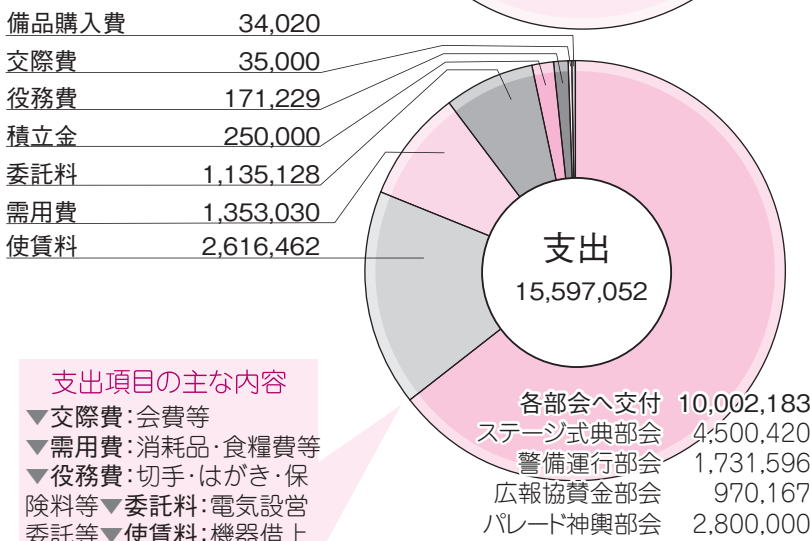
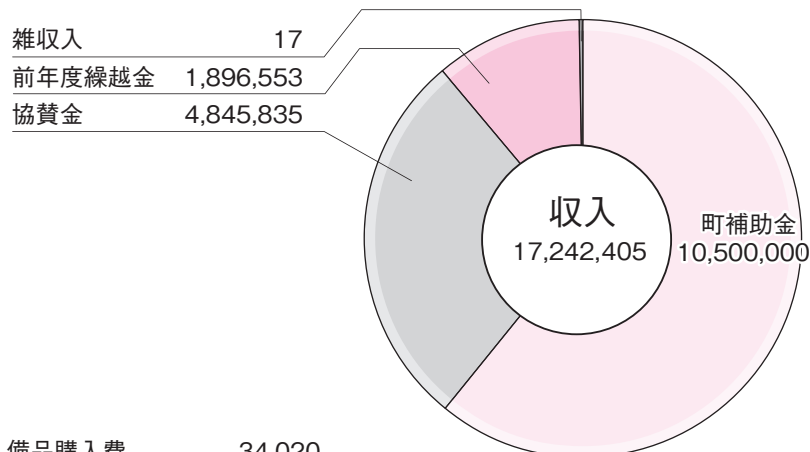
まい・あみ・まつり2018

●決算報告●



■まい・あみ・まつり 2018 収支決算内訳

●対象期間 平成29年11月1日～平成30年10月31日(単位:円)



支出項目の主な内容

- ▼交際費: 会費等
- ▼需用費: 消耗品・食糧費等
- ▼役務費: 切手・はがき・保険料等
- ▼委託料: 電気設備委託等
- ▼使賃料: 機器借上

▼収入-支出= 1,645,353円は、運営資金として来期へ繰り越します

御礼の挨拶

まい・あみ・まつり2018

実行委員長 杉山 智之

『Power of smile』笑顔の力』をテーマに、8月4日(土)・5日(日)の2日間、第29回目を迎えた「まい・あみ・まつり」も、これまでで最多の65,000人もの皆さまにご来場をいただき、大盛況のうちに終了することができました。実行委員一同

心より厚くお礼申し上げます。「まい・あみ・まつり」は各催し物にご出演される皆さまはもちろんのこと、ご協賛いただいた多くの皆さま、会場清掃や除草作業、当日警備へご協力いただいた皆さま、駐車場をご提供くださった関係施設の皆さまなど、本当に多くの人のご支援、ご協力があったり成り立っています。私自身このようなイベント

の委員長を仰せつかり、これまでになく使命感と達成感を感じることができました。本当にありがとうございました。まさに町を挙げてのイベントである「まい・あみ・まつり」が、この先も町民の皆さまに心から慕われ、楽しみにしていただけるイベントへとさらに進化していくことをご祈念申し上げます。御礼のあいさつとさせていただきます。

■『まい・あみ・まつり 2019』実行委員募集!

『まい・あみ・まつり 2019』の実行委員会を間もなく立ち上げます。まい・あみ・まつりを支えてくれる『お祭りが大好きな仲間』を募集します。ご希望の方は、12月26日(水)までに下記へご連絡ください。

●問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央1-1-1 役場内
『まい・あみ・まつり事務局』 ☎888-1111 (175)



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

「日露戦争」についての講演会を開催します

当館の歴史調査委員による、日露戦争についての講演会を開催します。

- ▼期日:12月15日(土)
- ▼時間:午後2時～3時30分
- ▼場所:かすみ公民館多目的ホール ▼講師:大橋良一氏
- ▼その他:事前予約不要・参加料金無料。当日直接お越しください
※当日は、予科練平和記念館にお集まりください。予科練平和記念館よりかすみ公民館へシャトルバスが運行します。かすみ公民館の駐車場へはお車を停めないようお願いします

『クリスマス音楽鑑賞会』開催(無料)

12月21日(金)の閉館後、クリスマスコンサートを開催します。歳末の一時、吹奏楽の素敵な音色を聴きに、皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご来館ください。 ※ イベント内容の詳細は、後日ホームページ等でご案内します

- ▼期日:12月21日(金)
- ▼時間:午後5時30分～6時10分(閉館後に開催予定、定員はありません)
- ▼出演:土浦第三高等学校吹奏楽部

無料開館日(天皇誕生日)

天皇誕生日に合わせて、予科練平和記念館を無料開館します。

- ▼期日:12月23日(日)
- ▼時間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

◎学芸員のつぶやき

今回は海軍の専門用語のお話です。

予科練内で使われた号令に「煙草盆^{たばこ}出せ」と言うものがあります。もちろん予科練習生が煙草を吸うものではありません。休憩開始を意味する号令でした。

元々「煙草盆」と言うのは、煙管(きせる)で煙草を吸うときに使用する道具一式のことを言うのですが、そこから意味が転じて、海軍では、「煙草を吸う時間→休憩時間」の意味で使われるようになったようです。

〈広告欄〉

 <p>太陽光発電システム</p> <p>家の屋根等にパネルを設置して、太陽の光をエネルギーに変換して電気を発電します。</p> <p>●発電した電気で自家消費可能 ●売電収入も期待できる</p>	<p>住まいのことなら 美都住建へ</p> <p>家の価値等が気になる方には、当社のホームフェル 顧問が断り無料でアドバイスさせていただきます。</p> <p>土地と家、何、何を建てるかは 先ず決めるべきです。高い 品質と安心を追求し、高 い満足度の建築をお約束 いたします!!</p> <p>●新築住宅に贈る事は 贈美都住建</p>	<p>もっと楽しく快適に リフォームしませんか?</p> <p>リフォームアドバイザーが親切・丁寧に 対応させていただきます。</p> <p>Before After</p> <p>屋根 外壁 水廻り 外構 etc</p> <p>美都和</p>
<p>建築業知事免許 (給-29) 第22375号 【本 社】阿見町実設 1283-10 (株)美都住建 TEL.029-842-7196 【支 店】阿見町中央 1-5-32</p>		<p>学校用知事免許 (給-5) 第5548号 (有)美都和 阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200</p>

まちの できごと

町内の中学生が『平和記念式典』に参加

8月17日、町の平和記念式典派遣事業の一環として広島市で行われた平和記念式典(8月6日開催)に参加した町内の各中学校の中学生6人(阿見中:菊池ひかるさん、郡司留奈さん、朝日中:飯島有胡さん・仲亀日和さん、竹来中:森田和奏さん・長南しずくさん)が、町長への活動報告のため来庁しました。



『前広福祉便座』が寄贈されました

9月28日、一般社団法人バリアフリー推進協会から「前広福祉便座」2台が寄贈されました。
「前広福祉便座」は人工肛門・人工膀胱を造設されている人や排せつ障害のある人でも使いやすいよう配慮されたものです。寄贈された便座は総合保健福祉会館『さわやかセンター』に設置されました。ありがとうございました。



インフォメーション

お知らせ 国際交流協会から①・②

① 英語で話そう! 第2回
「English cafe」開催(無料)
地元に住む外国人の皆さんと英語でおしゃべりしませんか? 英会話力を磨きたい学生・社会人や町民と接してみたい留学生の皆さん、いろいろな国に友人を作りたいあなたも、気軽に遊びに来てください。
▼期日 12月15日(土)
▼時間 午後1時15分~2時45分
▼場所 茨城大学農学部国際交流会館セミナー室
▼テーマ 我が家の年末年始・抱負

② 茨城大学とのジョイントプログラム『ブルネイの文化紹介』開催(無料)
茨城大学に留学するブルネイ・ダルサラーム国からの留学生が文化紹介を行います。留学生による文化紹介は英語で行われますが、日本語による通訳もあります。文化紹介後には懇談

会を行い、インフォーマルな形の意見交換会も行います。ブルネイに興味のある人、ブルネイへの旅行を計画している人、世界をもっと知りたい人はぜひご参加ください。
▼期日 12月15日(土)
▼時間 午後3時~4時
▼場所 茨城大学阿見キャンパスこぶし会館セミナールームB

▼申込方法 左記にメールで申し込む ※件名を「文化紹介申込」とし名前・電話番号「ブルネイに参加希望」と記載してください
■ ① 町国際交流協会 ☎ 888-1111 (292) ② 申込に関する問合せ: 茨城大学農学部 ege-apply01@mlibaraki.ac.jp ▼ 申込以外の問合せ: 町国際交流協会 ☎ 888-1111 (292)

お知らせ 町シルバー人材センター 入会説明会開催

▼期日 12月4日(火)
▼時間 午前10時~正午
▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)
▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)
■ (公社) 町シルバー人材センター ☎ 888-2036

〈広告欄〉

夢失勿生人 ~人生夢失うことなかれ~

<推薦入試>1月9日	国語・数学・英語(マークシート方式)・面接
<一般入試>1月20日	国語・数学・英語・理科・社会(記述式) ※英語はリスニング有

※願書受付 12月13日・14日 一般入試は1月9日も受付します。

霞ヶ浦高等学校
〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9390
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

輝く笑顔は充実の証

<一般入試> 第1回 12月16日(日)	国語・算数・インターネット出願 面接(保護者同伴)
<一般入試> 第2回 1月19日(土)	国語(課題作文含)・算数・インターネット出願 面接(保護者同伴)

※奨学生採用試験含

霞ヶ浦高等学校附属中学校
〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8018
URL. <http://www.kasumi.ed.jp/junior/>



インフォメーション

募集 生涯学習課から①・②

①「新春お好み演芸寄席」開催

▼期日 平成31年1月19日(土)
▼時間 午後2時から(開場…午後1時30分)

▼場所 本郷ふれあいセンター
▼出演者 ▼おかゆ▼君島遼▼翁家勝丸▼母心

▼定員 300席(全席指定)
▼入場料 1000円

▼申込期間 12月19日(水)まで
▼申込方法 電話またはファクシミリで下記に申し込む。

▼公演名▼申込者全員の氏名▼住所▼電話番号をご連絡ください
▼4人まで申込できます
▼申込多数の場合は抽選

▼その他 ▼当選はがきは12月21日(金)発送予定▼代金は当日受付にてお支払いください

②「文化芸術ボランティア」募集
生涯学習課では、文化芸術事業に係る活動の場の提供と同時に、町民参加の開かれた生涯学習を目指すために、文化芸術支援ボランティアを募集します。申込方法等の詳細は下記にお問い合わせください。

▼活動内容 ▼イベントボランティア(講演会・展示会開催のための支援ボランティア)

ア)▼広報活動ボランティア(事業開催のためのポスター・チラシの作成など)▼学生ボランティア(大学生や高校生で構成されるボランティア)

▼活動日 活動は、申込いただいた皆さんの活動できる範囲で行っていただきます。皆さんの余暇の時間を活動にお使いくください

▼応募資格 文化芸術事業に関心を持ち、ボランティア活動への意欲のある人で、高校生以上の人(20歳未満の人は保護者の同意が必要です)

▼報酬等 ボランティア活動になりますので、無償でお願いしています

▼ボランティア保険 ボランティア活動中のケガや事故については、町が加入している全国町村会総合賠償保険がご利用いただけます

▼特典 ①ボランティアにご参加いただいた事業(講演会など)を無料でご覧いただけます②ボランティア交流会にご参加いただけます③「年間活動カード」を進呈します④活動が顕著であった人に感謝状を贈呈します

■生涯学習課(中央公民館内)
☎888-2526 ■888-0032

阿見町商品券 プレミアム

発行総額1億円 絶賛発売中

販売価格 10,000円

ご利用額面 11,000円

1000円券×8枚
500円券×6枚

町商工会では町内店舗でのお買い物に使用できる10%のプレミアム付き商品券を発売しています。

発行総額1億円と、前回より2倍の商品券を発行しています。絶賛発売中ですので、皆様のご利用をお待ちしています。

▼価格 1万円(商品券額面1万1千円) ※うち6千円分が大型店でも使用できます

▼購入限度額 1人3万円まで

▼有効期間 平成31年2月28日(木)まで

▼販売場所 ▼町商工会 ▼町商工観光課窓口(常設販売)

▼マイアミショッピングセンター(出張販売) ※ご要望にお応えして出張販売を実施します

▼販売時間 平日午前10時～午後4時

▼代理購入 ご家族などの代理人への販売に対応します

▼販売期間 商品券が売り切れ次第終了します。販売状況は下記町プレミアム商品券特設サイトを確認ください

▼町商工会までお問い合わせください

▼町商工会(岡崎3-17-9)
☎887-0552

▼取り扱い店舗 大型店を含む町内146店舗でご利用いただけます。忘年会やクリスマス、新年会、入学入園準備、理容美容、燃料、ご自宅等のリフォーム、農産物等の購入など、大型店以外にもさまざまなお店でご利用いただけます

▼特典 商品券をお使いいただくと、最大で50%の割引や、各種プレゼント(▼オリジナルドリップパックコーヒールドリップパックコーヒール▼インドマゲロ入り刺身3点盛り▼クッキー▼LEDネットワークライト)など、お店独自の特典をご用意しています

▼その他 詳細については、左記町プレミアム商品券特設サイトをご覧ください

▼町プレミアム商品券特設サイト



▶町プレミアム商品券特設サイト

https://peraiichi.com/landing_pages/view/ampremiumticket

〈広告欄〉

町内で唯一の、新刊本屋です!

品数豊富なこの時期に、ピッタリの1冊を!

日記・手帳・カレンダー・家計簿 販売中!

dポイント・PONTA利用出来るようになりました!

オークスブックセンター阿見店

平日10:00~21:00 土日祝9:30~21:00

カスミ阿見店2階 TEL029-891-2322



居酒屋 娛衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日 電話 **887-1147**
阿見町岡崎1-12-7 FAX **887-0970**

インフォメーション

お知らせ
ひとり親家庭の小学校新入学
児童への「入学祝い品」贈呈

社会福祉法人県母子寡婦福祉
連合会からひとり親家庭（母子家
庭・父子家庭）のお子さんに入学
祝い品（学用品）を差し上げます。

▼**対象** 平成31年度に小学校へ
入学する児童のいるひとり
親家庭で、祝い品を希望する
保護者

▼**申込期間** 平成31年1月11日
（金）まで ※土日・祝日およ
び年末年始を除く

▼**申込方法** 子ども家庭課窓口
に直接申し込む

▼**子ども家庭課** ☎8888-1111（119）▼（杜原母
子寡婦福祉連合会）☎029-22117505

お知らせ
12月4日から10日までは
人権週間です

1948年（昭和23年）12月10
日、国連総会で世界人権宣言が採
択されたのを記念し、毎年12月10
日が「人権デー（Human Rights
Day）」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連
合会では、人権デーを最終日と
する12月4日～10日までを『第70

回人権週間』として啓発活動重点
『世界人権宣言70周年みんなで築
こう人権の世紀』考えよう相手
の気持ち未来へつなげよう 違
いを認め合う心』を掲げ、目標
各種の人権啓発活動を行います。

人権週間にあたり、人権は自
分と同じように他の人にもある
ことを考え、お互いに相手の立
場を考え、豊かな人間関係をつ
くりましょう。

■水戸地方法務局人権擁護課
☎029-227-9919

お知らせ
陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場
「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3・4機による
標記訓練を行います。

▼**日時** 12月11日（火）～13日
（木）、18日（火）～20日（木）

日没から約3時間以内（各機
2時間基準）

■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校
総務課 ☎842-1211
（3420）

お知らせ
おわびと訂正

広報あみ11月号通常版11ペー
ジ『環境保全・環境美化につと
めましょう』の問合せ先が「環
境政策課」とあるのは「生活環
境課」の誤りです。

おわびして訂正します。
■情報広報課 ☎888-1111（298）

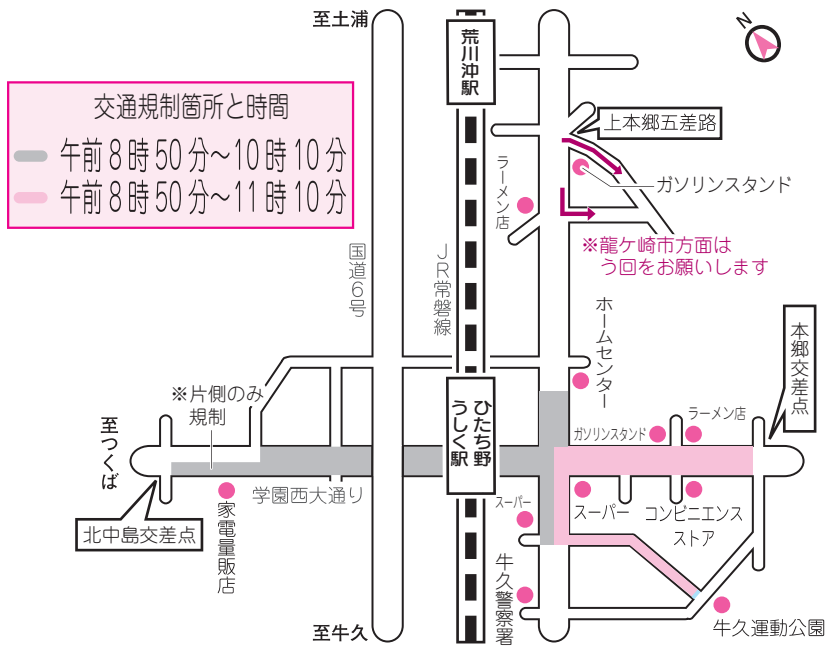
『第43回牛久シティマラソン』 開催に伴う交通規制実施

平成31年1月14日（月）に『牛久シ
ティマラソン』が開催されるため、マラ
ソンコースおよびその周辺道路の交通規
制が右記のとおり実施されます。なお、
北中島交差点から家電量販店前の交差点
の間は片側のみ交通規制となります。

大変ご迷惑をおかけしますが当日は、
う回などのご協力をお願いします。

●**大会概要**
▼**期日** 平成31年1月14日（月）
▼**時間** 開会式：午前8時～
（開場7時）
▼**場所** 牛久運動公園（牛久市下根町）
▼**その他** 雨天決行

▼**問合せ** 牛久シティマラソン実行
委員会事務局 ☎873-2486



〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111（172）

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）
* 全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
アミ司法書士事務所
（商標第4717号等関係係属認定）司法書士 嶋一樹
阿見郵便局 TEL 029-804-0382
阿見中学校 コンビニ E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
（平日 午前9:00～午後6:00）
・上記以外の時間帯や、土日祝日も
対応致しません。
・前日は、事前のご予約が必要です。

年末年始の業務案内

役場・つづら出張所・総合保健福祉会館さわやかセンター・水道事務所

▼年末 12月28日(金)まで
▼年始 平成31年1月4日(金)から

※12月29日(土)～1月3日(木)は出生・婚姻・死亡届などのみ役場で日直が受付します。また、6日(日)は日曜開庁を行います

▼役場 ☎888-1111

▼総務課(212) ▼町民課(122) ▼収納課(146)

▼つづら出張所 ☎841-1167 ▼総合保健福祉会館さわやかセンター ☎888-2940 ▼水道事務所 ☎889-5151

町民活動センター

▼年末 12月28日(金)まで

▼年始 1月4日(金)から

▼町民活動センター ☎888-2051

男女共同参画センター

▼年末 12月28日(金)まで

▼年始 1月4日(金)から

▼男女共同参画センター ☎896-3181

霞クリーンセンター

▼粗大ごみの申し込み

▼年末 12月19日(水)まで
▼年始 1月4日(金)から
※年末は電話がかりにくくなりますので、ご了承ください

※手数料が必要となります。申し込み後、粗大ごみステッカーを購入し、品物に貼付

▼ごみ(粗大ごみを含む)の直接搬入
▼年末 12月29日(土)まで

※12月29日(土)のみ、午前9時～正午、午後1時～3時

※混雑が予想されます。できるだけ最終日(29日)付近を避けて、お早めの対応をお願いします

▼年始 1月4日(金)から
▼月・金曜日:午前9時～正午、午後1時～4時

▼土曜日:午前9時～11時
▼50kgまでは無料。50kgを超えた分については、10kgあたり150円の処理手数料が必要

▼ごみ収集業務
ごみ収集カレンダーのとおりです。午前8時30分までに指定集積所に出してください。

▼年末 12月29日(土)まで
▼年始 1月4日(金)から

※12月29日(土)・1月4日(金)は、全地区「燃えるごみ」のみ回収します

※年始は1月4日(金)から平常業務となります

※集積所付近にお住まいの人の迷惑になりますので、休業

期間中は絶対にごみを出さないください
霞クリーンセンター ☎889-0091

福祉センターまほろば

▼年末 12月27日(木)まで

▼年始 1月5日(土)から

▼福祉センターまほろば ☎887-3969

保育所・児童館

▼年末 12月28日(金)まで

▼年始 1月4日(金)から

▼問合せ ▼子ども家庭課 ☎888-1111(117)
▼児童館 ☎887-4093

公民館・ふれあいセンター

▼年末 12月28日(金)まで

▼年始 1月4日(金)から

▼中央公民館 ☎888-2526 ▼君原公民館 ☎889-1363 ▼かすみ公民館 ☎888-8811 ▼本郷ふれあいセンター ☎830-5100 ▼舟島ふれあいセンター ☎840-2761

総合運動公園

▼年末 12月28日(金)まで

▼年始 1月4日(金)から

※町民球場および野球場は、12月17日(月)～平成31年2月22日(金)まで一般貸し出しを中止します

しを中止します
※フットサルコートは、12月1日(土)～平成31年2月28日(木)まで一般貸し出しを中止します

生涯学習課

☎888-2526 (中央公民館内)

町民体育館

▼年末 12月28日(金)まで

▼年始 1月4日(金)から

▼生涯学習課 ☎888-2526 (中央公民館内)

図書館

▼年末 12月28日(金)まで

▼年始 1月4日(金)から

▼図書館 ☎887-6331

予科練平和記念館

▼年末 12月28日(金)まで

▼年始 1月4日(金)から

▼予科練平和記念館 ☎891-3344

教育相談センターやすらぎの園

▼年末 12月28日(金)まで

▼年始 1月4日(金)から

▼教育相談センター ☎888-1225

町以外

●うしくあみ斎場

▼年末 12月31日(月)まで

▼年始 1月4日(金)から

※12月31日(月)は、通夜業務は行いません
●うしくあみ斎場 ☎830-9888

尿・浄化槽汚泥くみ取りの電話申し込み

12月7日(金)までに業者にお申し込みください。年始は1月4日(金)から受付します。

▼黄金開発 ☎887-0209 ▼カスミ衛生 ☎887-0808

その他

●休日当番医
町内の休日当番医は、左記の『広報あみ』および町ホームページに掲載しています。

▼12月の休日当番医:『広報あみ』11月号お知らせ版(11月9日発行)

▼平成31年1月の休日当番医:『広報あみ』12月号お知らせ版(12月14日発行)

http://www.town.ami.lg.jp/000001146.html

県救急医療情報コントロールセンター

休日や夜間に救急対応しているお近くの医療機関をオペレーターが24時間体制でご案内します。(歯科の案内はしていません。)

▼電話番号 029-241-4199

● 防災行政無線フリーダイヤル ●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

● あみメール登録をお願いします ●



スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp**宛てに空メールを送信するか、または左記二次元コードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

● 定例相談 ●

人権・行政相談

日時 12月6日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月～金曜日
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

● 公共機関電話番号 ●

うずら出張所 ☎ 841-1167
健康づくり課
(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940
福祉センターまほろば ☎ 887-3969
地域子育て支援センター ☎ 891-2772
阿見消防署 ☎ 887-0119
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119
上下水道課 ☎ 889-5151
震クリンセンター ☎ 889-0091
中央公民館 ☎ 888-2526
君原公民館 ☎ 889-1363
かすみ公民館 ☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
図書館 ☎ 887-6331
予科練平和記念館 ☎ 891-3344
総合運動公園 ☎ 889-2788
教育相談センターやすらぎ園 ☎ 888-1225
町民活動センター ☎ 888-2051
町男女共同参画センター(AMIふらっとセンター) ☎ 896-3181
消費生活センター ☎ 888-1871
町民ダイヤル(休日当番医・定例相談等のテレホンサービス) ☎ 887-6600

● 人口と世帯 ●

- 総人口 47,596人 (+ 26) ▽ 11月1日現在
- 男性 23,587人 (+ 13) ▽ 常住人口ベース
- 女性 24,009人 (+ 13) ▽ ()内は前月比
- 世帯数 19,624世帯 (+ 39) ▽ 情報広報課調べ

12月の納税等

固定資産税(3期)
国民健康保険税(6期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(5期)
納期限 12月25日(火)

1月の納税等

町・県民税(4期)
国民健康保険税(7期)
後期高齢者医療保険料(7期)
納期限 1月31日(木)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 10月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	103件(1,240)
出場件数 163件(1,856)	交通事故	18件(166)
	一般負傷	24件(235)
	その他	18件(215)
	合計	163件(1,856)

※救急車の適正な利用をお願いします

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店